

生活保護の老齢加算廃止を違法とする判決を求める要請書

【要請趣旨】

国・厚生労働省は、70歳以上の生活保護受給者に対し、1960年から支給してきた老齢加算を2004年度から一方的に減額、2006年度に全廃しました。その結果、毎月の生活保護費の約2割も減らされた受給者は、「灯油代を節約するため、じっと布団に包まって過ごしている」「ティッシュペーパー節約のため、新聞紙で痰を取るようになった」「病気の夫には3度食事を取らせても自分は1食抜いて過ごした」「香典を用意できず葬式に参列できなかったため親族から縁を切られた」など、貧しい、非人間的な生活を余儀なくされてきました。高齢の原告たちは今も、食事・人付き合い・入浴さえ我慢し、健康悪化や社会からの孤立を恐れながら生活しています。

そもそも生活保護は、国民が安心して生活を送るための最後のセーフティ・ネットです。そして老齢加算は、余分な、あるいは贅沢な生活を認めるものではなく、高齢者が人間としての生存、健康、生活を守る「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法25条1項）そのものの保障に他なりません。また、生活保護基準は、最低賃金、年金、医療、介護、保育・福祉サービス、就学援助等教育における支給水準、税金をはじめ保険料、一部負担等の国民負担に連動しているものであり、その引き下げは、国民生活全体に悪影響を及ぼし、不安を増大させるでしょう。

私たちは、青森地方裁判所が、生活保護を受けている高齢者はもちろん、子ども、女性、若者、障害をもつ人、病気に苦しむ人、そして全ての働く人たちが、最後のセーフティ・ネットとしての生活保護制度によって安心して暮らせるよう、「生活保護の老齢加算廃止は違法」という判決を出していただきたく、強く要望します。

【要請項目】

生活保護の老齢加算廃止を違法とする判決を下していただくこと。

お名前	住所

※この署名は青森地裁に提出する以外に使用しません。

青森生存権裁判を支援する会

青森市妙見3丁目1-10（青森県医労連内）

TEL 017-764-2355